

愛媛県企業立地のご案内

企業立地に関する お問い合わせ先

● 愛媛県経済労働部企業立地課

TEL : 089-912-2260 (直通) / FAX : 089-912-2259
住所 : 〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-4-2
E-mail : kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp



● 愛媛県東京事務所

TEL : 03-5212-9071 (直通) / FAX : 03-5212-9072
住所 : 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 11 階

● 愛媛県大阪事務所

TEL : 06-6441-2829 (直通) / FAX : 06-6441-2830
住所 : 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 1-9-1 肥後橋センタービル 1 階

🖥️ ホームページのご案内

愛媛県の企業立地に関する詳細情報は下記からご覧いただけます。

えひめスマイルビジネス Navi



右記の二次元
バーコードを
読み取り、スマート
フォンからもご
覧いただけます。



えがお
企業の未来をもっと明るく、もっと愛顔に。

A brighter future for your company, with more smiles!

EHIME PREFECTURE

企業立地を
愛媛県がサポート!



Welcome to Ehime!



愛媛はアフターコロナの時代にチャレンジします。

愛媛で共に、
新たな未来をクリエイトしていきませんか。



愛媛県は、四国の北西部に位置し、多島美を誇る瀬戸内海やリアス式海岸が続く宇和海、西日本最高峰の石鎚山など、豊かな自然に恵まれ、ノーベル賞を受賞した中村修二氏や真鍋淑郎氏、歴史小説「坂の上の雲」の秋山好古・真之、近代俳句の祖・正岡子規など、前向きに進む強い志をもって新しい時代を切り開いてきた多くの先達・先人を輩出してきました。



また、産業面では、第二次産業が集積する東予地域（県東部）、第三次産業が盛んな中予地域（松山市を含む県中央部）、そして第一次産業が中心の南予地域（県西南部）と全国的にもめずらしいバランスの取れた産業構造となっております。

県では、こうした産業特性を生かして、地域経済の活性化につなげるため、全国に先駆けて営業本部を設置し、本県自慢の技術・産品等をデータベース化した「スゴ技」「すご味」「すごモノ」を営業ツールとして活用しながら、リアル・デジタル両面で情報発信・営業力の強化を図り、実需の創出をサポートしてきたところです。

更に、少子高齢化や新型コロナウイルスの影響による社会経済情勢の変化に対応できるよう産業のDX推進、デジタル人材の育成にも積極的に取り組んでいます。

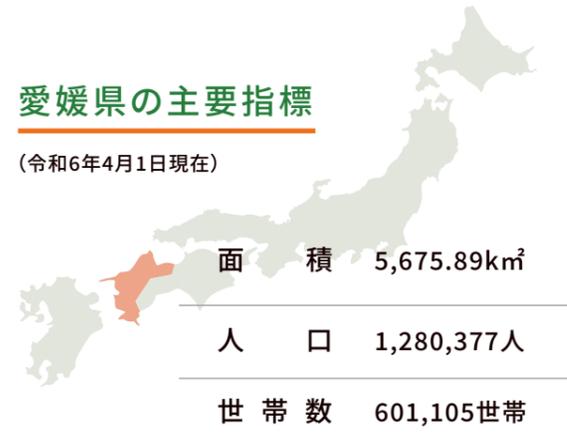


愛媛県は、温暖な気候、地震・台風等の被災リスクの低さ、空港へのアクセスの良さ、まじめで優秀な人材などの立地環境が高く評価されてきたところであり、今後とも、市町や経済団体、教育機関等との連携の下、「オール愛媛」で企業の皆様の事業展開をしっかりとサポートして参る所存です。

本パンフレットでは、本県の優れた立地環境をはじめ、企業立地に対する優遇制度などを掲載しておりますので、ぜひ、企業の皆様には愛媛への理解を深めていただき、共に新たな未来を創造するパートナーとして、皆様をお迎えできますことを心から期待いたしております。

愛媛県の主要指標

(令和6年4月1日現在)



1. えひめの特徴

温暖な気候、恵まれた自然、豊かな文化など、愛媛県には全国に誇りうるものがたくさんあります。

P3-4 >>

2. 最適なビジネス環境

特色ある産業集積、被災リスクの少なさ、まじめで優秀な人材など優れた立地環境に恵まれていることから、多くの企業の皆様からビジネスの拠点として選ばれています。

P5-8 >>

3. 良好なアクセス

陸、海、空それぞれの開かれた交通ネットワークにより、新たなビジネスチャンスの可能性が広がります。

P9-10 >>

Challenge & Create in Ehime!

- P3-P4 えひめの特徴
- P5-P6 最適なビジネス環境
 - 地域ごとの産業集積
- P7-P8 最適なビジネス環境
 - “暮らしやすいまち”愛媛
 - “人材の宝庫”愛媛
- P9-P10 良好なアクセス
 - 利便性の高い愛媛県へのアクセス
- P11-P12 充実した愛媛県の優遇制度
- P13-P14 県内市町の優遇制度
サテライトオフィス



point 1 位置 Location

アクセスの良さ!



県内を大きく3つの地域に分け、県東部を「東予」、県中央部を「中予」、県西南部を「南予」といい、東西に細長い県土のほぼ中央に位置する県都・松山市からは、飛行機で東京までおよそ85分、大阪まで50分で行くことができるほか、松山市中心部から空港まで車で約15分と、アクセスの良さを誇ります。



愛媛県は、四国の北西部に位置し、東は香川・徳島の両県、南は高知県に隣接しています。また、北は瀬戸内海を共有し、「しまなみ海道」で結ばれた広島県、西は豊後水道をはさみ大分県と向かいあっています。

point 3 自然 Nature

美しい景観とバラエティに富んだ自然環境

大小多くの島々が点在し、東洋の地中海と呼ばれている瀬戸内海や、リアス式海岸が続く宇和海は、美しい景観を形成しています。また、西日本最高峰の石鎚山とそれに連なる山々や四国カルストが広がり、雄大な眺めとなっており、バラエティに富んだ豊かな自然に恵まれています。



point 2 気候 Climate

温暖で雨が少なく、平野部の積雪はほとんどなし

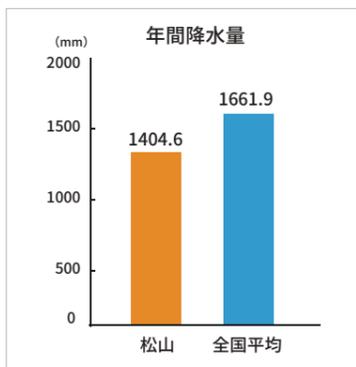
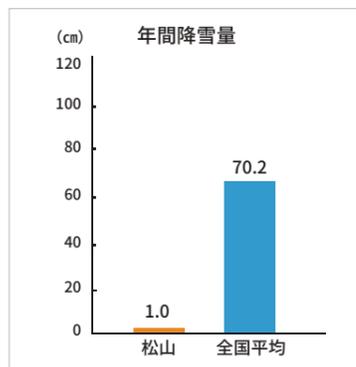


松山の気象表

(1991~2020年平年値) 資料: 松山地方気象台

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(°C)	16.8	6.2	6.8	9.9	14.8	19.4	22.9	27.1	28.1	24.6	19.1	13.6	8.5
最高気温の平均	21.1	10.2	11.0	14.4	19.6	24.2	27.0	31.2	32.6	29.1	23.8	18.1	12.6
最低気温の平均	12.9	2.6	2.8	5.6	10.3	15.0	19.4	23.8	24.6	21.0	15.1	9.6	4.8
平均湿度(%)	67.0	63.0	63.0	63.0	62.0	64.0	73.0	72.0	70.0	70.0	68.0	67.0	65.0
日照時間(h)	2014.5	129.2	142.2	175.1	190.8	205.9	151.1	189.0	218.1	164.3	174.1	144.9	129.8
降水量(mm)	1404.6	50.9	65.7	105.1	107.3	129.5	228.7	223.5	99.0	148.9	113.0	71.3	61.8

温暖で雨が少なく、冬季も、平野部では積雪はほとんどありません。山間部は比較的冷涼で、ウィンタースポーツも楽しめるなど、四季を通じて多様な気候に富んでいます。



1991年~2020年 (30年間)

point 4 文化・スポーツ Culture & Sports

文化遺産とサイクリング



雑誌「ホトトギス」を中心に活躍した近代俳句の祖・正岡子規や、ノーベル賞作家の大江健三郎を輩出しているほか、夏目漱石の『坊っちゃん』、司馬遼太郎の『坂の上の雲』の舞台となるなど、豊かな文化が息づいています。

また、近年では、サイクリストの聖地として高い認知度を誇る「しまなみ海道」をはじめとして、県全体でサイクリングパラダイスを目指す「愛媛マルゴト自転車道」を展開し、「自転車新文化」の推進を図っています。



地域ごとの産業集積

中予地域

松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町

四国最大の都市

商業、観光、サービス業等

県内人口の約4割をかかえ、とりわけ松山市には、県都として行政の中核機関等が集中しており、道後温泉や松山城を有する観光地として、商業、観光、サービス業等の第3次産業が集積しています。

航空機やスポーツタイプの自転車向け炭素繊維の供給基地である東レ愛媛工場や、高い強度を持つアラミド繊維を製造する帝人松山事業所などの化学メーカー、農機具の大手機械メーカーの井関農機、環境関連分野にも積極的な展開をみせる大手ボイラーメーカーの三浦工業、健康・医療機器等を製造するPHC、削り節などを製造する食品加工メーカーのヤマキやマルトモなどの国内トップクラスの企業やそれらを支える技術力の高い中小関連企業のほか、県内の情報サービス業の大半が立地するなど、東予地域と並ぶ本県産業のリーディングゾーンとなっています。

東予地域

今治市・上島町

日本一の造船集積地

日本一のタオル産地

海上交通の要衝であったため、古くから海運業に加え、今治造船や新来島どつくなどの造船業やBEMACなどの船用関連の加工組立型産業が発展し、国内の鋼製貨物船新造数の約18%を占める日本屈指の海産産業都市を形成しています。また、全国シェアの6割以上を占め、「今治タオル」のブランド化にも取り組む国内最大のタオル産地で、衣服・繊維関連企業も数多く集積しています。

このほか、石材、製瓦、漆器など、地域資源を活かした地場産業や大手調味料メーカーの日本食研ホールディングス、高品質な石油製品を精製する太陽石油四国事業所など、多種多様なものづくり企業が数多く立地しています。

東予地域

新居浜市・西条市・四国中央市

製紙・紙加工業製造品出荷額日本一

住友グループ企業城下町

大手企業集積工場地域

四国中央市は、伝統的な水引工芸から紙・パルプの大型工場を有する大王製紙など、高度な最先端分野まで網羅する全国でも有数の紙の産地で、製紙・紙加工業の製造品出荷額等は日本一を誇っています。

同市には製紙メーカーとともにユニ・チャームやリントックなど数多くの紙加工業者が集積し、「紙製品なら、切手と紙幣以外は何でも作れる」といわれるほど、生産品目が多岐にわたっています。

新居浜市は、江戸時代の別子銅山開坑以来、住友金属鉱山、住友化学、住友重機械工業といった住友グループの企業城下町として名高い地域で、非鉄金属や化学関連、小惑星探査機の物質採取装置製造企業など技術力の高い中小機械産業群が形成されています。

西条市は、高耐食表面処理鋼板の開発・生産拠点である日本製鉄瀬戸内製鉄所、システムLSI製品等を製造するルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング西条工場、液晶偏光膜用フィルムのリーディング企業であるクラレ西条事業所等の大手企業が集積する工業地域で、企業立地が活発な地域となっています。

南予地域

宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町

かんきつ類収穫量・品目数全国トップクラス

魚類養殖・真珠養殖生産量日本一

日本有数のかんきつ類の産地として広く知られているほか、漁業でも県の魚であるマダイをはじめ、ブリ、真珠の養殖が盛んで、第1次産業のウエイトの高い地域です。

八幡浜・大洲地域には、古くからの水産練り製品の製造業者に加え、我が国で初めて魚肉ソーセージを開発した西南開発が立地しています。大洲市には、バイオテクノロジーを駆使して天然調味料エキスや特定保健用食品等を製造している仙味エキスが立地するほか、医療用脱脂綿や化粧綿などの衛生材料等を製造している丸三産業や旅館・ホテル向け業務用歯ブラシの全国トップメーカーであるアイテックなど、独自の分野で高い企画・開発力を持った企業が立地しています。

宇和島地域では、豊かな水産資源を活用した水産加工業を営む企業が立地しているほか、パーティークラッカーのシェア日本一を誇るカネコなどがあります。

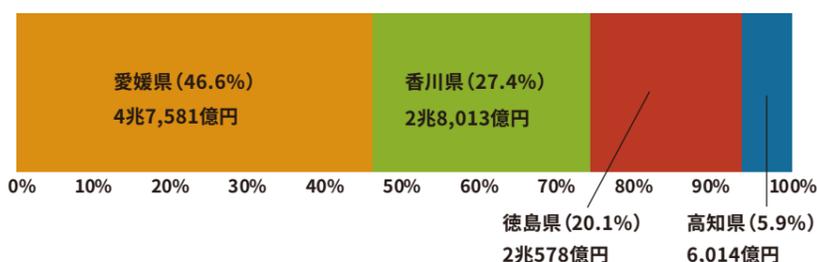


産業・工業の“愛媛”

愛媛県は、東予地方（県東部）を中心として、製紙・化学・非鉄金属・機械・造船・電気・石油・縫製・食品加工など、多くの企業が立地し目覚ましい活躍をしています。このことから、製造業の出荷額は、四国全体の46.6%を占めています。

四国4県構成割合

2022年経済構造実態調査



各県人口

■ 愛媛県 約128万人 ■ 香川県 約92万人
■ 徳島県 約69万人 ■ 高知県 約66万人

(令和6年4月1日現在の推計人口)



産業用地・オフィスを探す

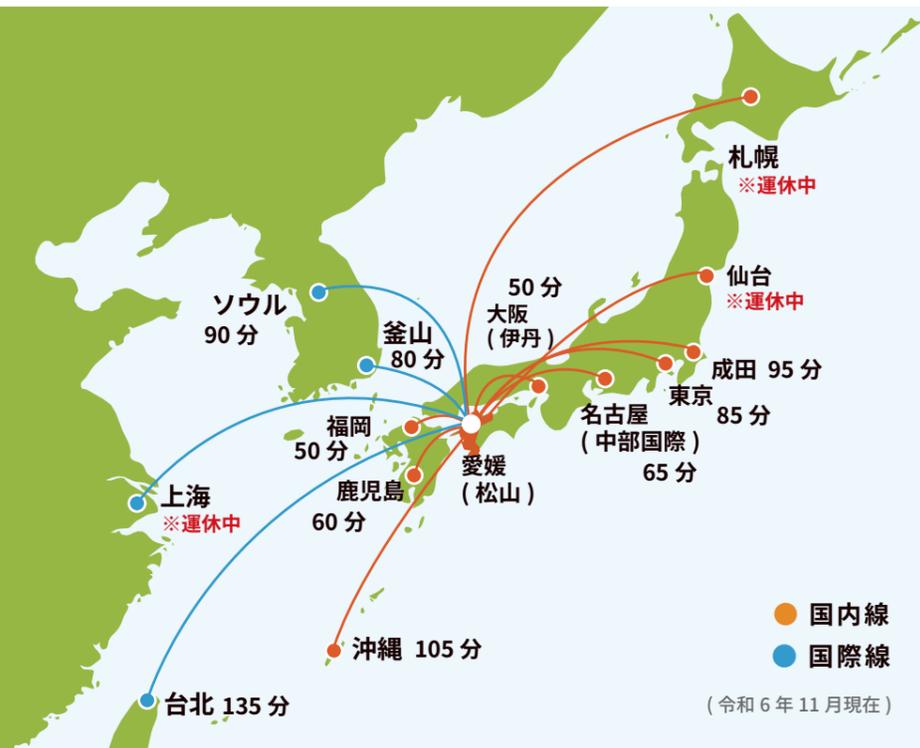
公式ホームページにて物件情報を提供しています。

愛媛県 産業用地・オフィス



右記の二次元バーコードを読み取り、スマートフォンからご覧いただけます。





✈️ 空路



国内日帰り交通圏の拡大

松山空港は、松山市の中心部からわずか15分の距離に位置し、中四国で初めてジェット機が就航(昭和47年)するなど、中四国有数の利用者を誇る空港であり、9空港への国内便が展開されています。また、国際定期便として、上海線、ソウル線、釜山線及び台北線が開通されており、今後も引き続き近隣アジア諸国への国際定期路線の開通を目指します。



🚢 海路 充実した国内外航路

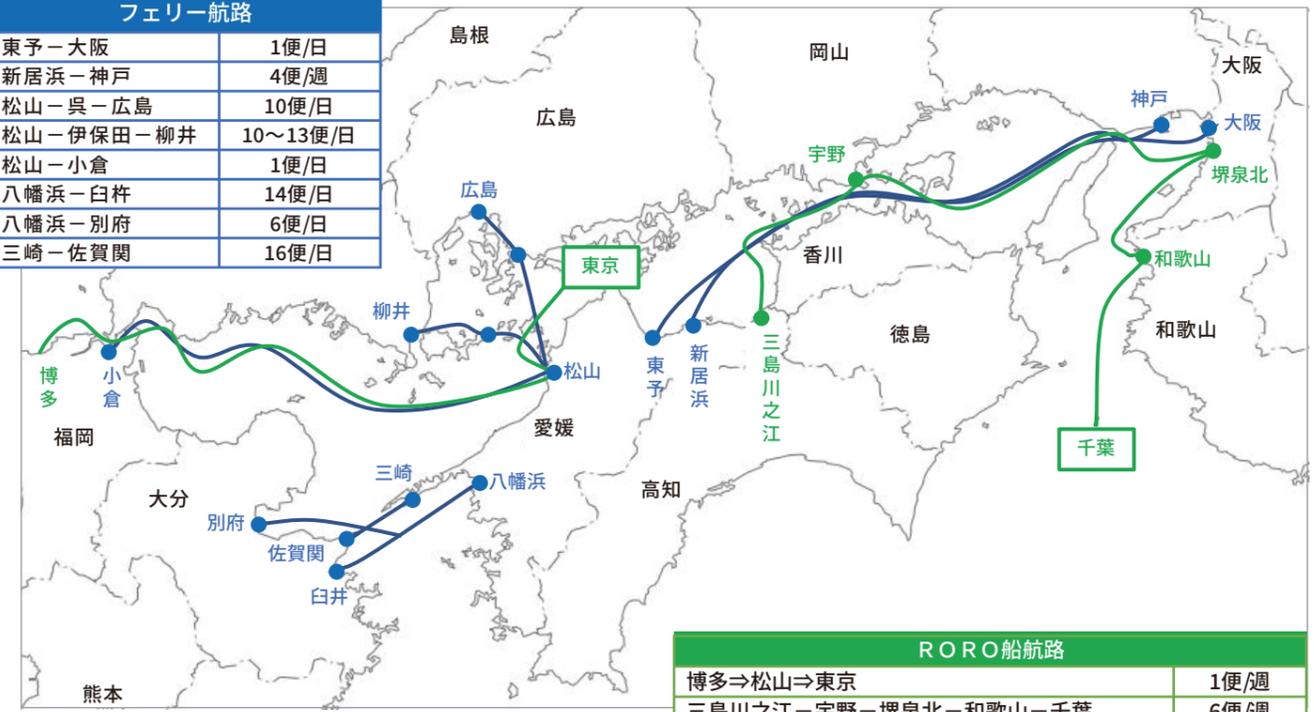


三島川之江、新居浜、東予、今治、松山、宇和島の6つの重要港湾をはじめ、数多くの港湾が整備されており、関東方面はRORO船、関西、中国、九州方面はフェリー船を通じて、企業の物流の効率化や環境対策をサポートします。また、韓国・中国・台湾との直行便が就航しており、トランシップを活用することで世界各地と貿易を行えます。

RORO船&フェリー航路

(令和6年8月現在)

フェリー航路	
東予-大阪	1便/日
新居浜-神戸	4便/週
松山-呉-広島	10便/日
松山-伊保田-柳井	10~13便/日
松山-小倉	1便/日
八幡浜-白杵	14便/日
八幡浜-別府	6便/日
三崎-佐賀関	16便/日

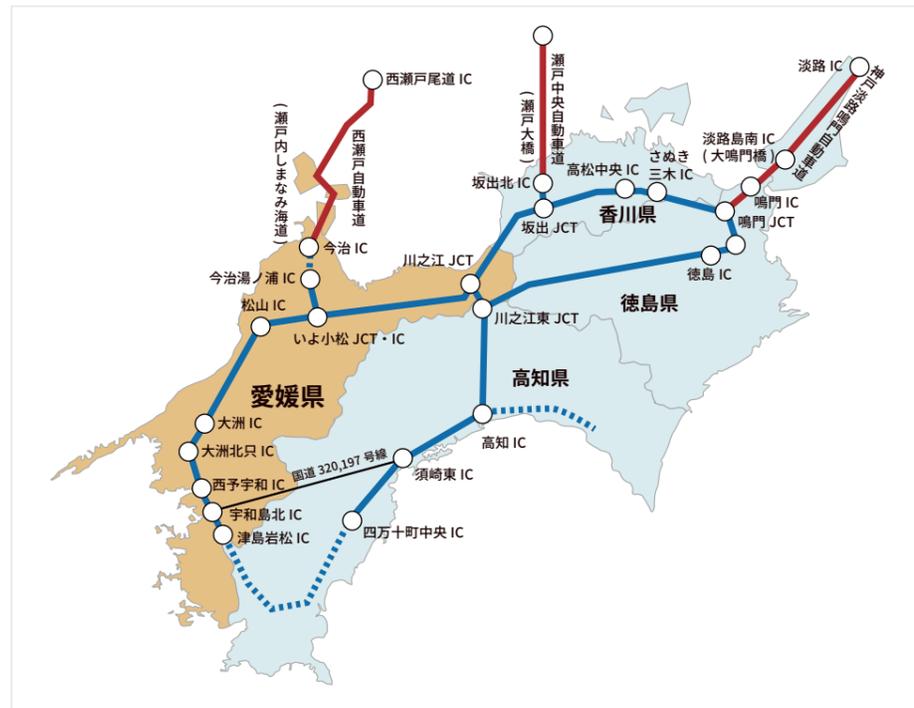


🚗 陸路



企業の活力を引き出す高速道路

四国縦貫・横断自動車道の延伸や西瀬戸自動車道(しまなみ海道)をはじめとする本四連絡橋の整備により、松山市から四国各県都へは約2時間、関西方面、中国方面の主要都市への所要時間も大幅に短縮されています。



高速道路利用による松山ICからの所要時間の目安

- | | | |
|----------------|-------------------|------------------|
| 四国方面 | ● 高松市(高松中央)1時間50分 | ● 徳島市(徳島)2時間10分 |
| | ● 高知市(高知)1時間50分 | |
| 中国・関西方面 | ● 岡山市(岡山)2時間10分 | ● 広島市(広島)3時間00分 |
| | ● 大阪市(吹田)4時間20分 | ● 神戸市(神戸西)3時間40分 |

国際定期コンテナ航路

(令和6年8月現在)



港名	航路名	便数
三島川之江港	釜山航路	7便/週
	上海航路	1便/週
	国際フィーダー	6便/週
松山港	釜山航路	5便/週
	台湾・釜山航路	1便/週
	上海航路	1便/週
今治港	釜山航路	5便/週
	国際フィーダー	1便/週
新居浜港	国際フィーダー	2便/週

充実した愛媛県の優遇制度

愛媛県の主な優遇制度のご紹介 (令和6年11月現在)

誘致企業に対する立地奨励金や雇用促進助成金、県内企業の生産拠点化、機能強化または事業再編に対する奨励金の交付など、充実した優遇制度により企業の皆様の事業展開をしっかりとサポートします。



1 製造業等の誘致企業に対する支援



対象業種

製造業、流通4業種
(道路貨物運送業、倉庫業、
こん包業、卸売業)

- 要件** (1) 投下固定資産額：1億円(南予地域への立地にあつては3,000万円)以上
(2) 新規雇用者数：10人(南予地域への立地にあつては3人)以上(常用労働者に限る)
(注意) 転動に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む。
(3) 指定工場に指定後、3年以内に操業を開始すること。
(注意) リースの場合は、貸付契約後、2年以内に操業を開始すること。

企業立地促進要綱、事業用資産リース支援要綱に基づく支援

企業立地に対する助成制度

奨励金	(1) 交付額	工場建設等に伴う投下固定資産額の10パーセント(ただし、食品関連企業の立地は15パーセント)
	(2) 限度額	1指定工場あたり合計5億円
キックオフ奨励金	(1) 交付額	操業初動時の事業安定化に資すると認められるガス、電気などの公共サービス代金等に係る経費の2分の1
	(2) 限度額	1指定工場当たり1,000万円
雇用促進助成金	(1) 交付額	県内新規雇用常用労働者数×50万円(県内新規雇用者のほか、転動に伴い県内に住民票を移した者や県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む)
	(2) 限度額	5億円

事業用リース支援制度

リース料の減額	(1) 対象	県営工業団地又は県有建物等
	(2) 基本リース料	土地：相続税課税標準価格×3.05/100 建物：建物評価額×12/100
	(3) 優遇措置	リース料の2分の1まで減額(限度額：年2,000万円)
	(4) 期間	5年以内
奨励金	(1) 対象	民間の貸しビル等で、直接事業の用に供する土地、建物、設備
	(2) 優遇措置	適正な賃料の2分の1相当額を交付(限度額：年2,000万円)
	(3) 期間	5年以内
雇用促進助成金	(1) 交付額	県内新規雇用常用労働者数×50万円(県内新規雇用者のほか、転動に伴い県内に住民票を移した者や県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む)
	(2) 限度額	5億円

2 情報通信関連企業や本社機能を有する事務所等に対する支援

対象業種 ● 情報通信関連企業 (コールセンター・データセンター・事務処理センター、情報サービス業及びインターネット付随サービス業)



- 本社機能を有する事務所(上記に該当するものを除く)
・調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のために使用される事務所
・研究所、研修所

要件 (1) 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること
(2) 新規雇用者数

- 情報サービス業及びインターネット付随サービス業、本社機能を有する事務所：操業開始から1年経過時点5人以上(常用労働者に限る)
(注意) ① 転動に伴い県内に住民票を移した者や県外在住で新たに雇用され通勤するものを含む。
② 雇用者数について知事が特に認める場合はこの限りではない。
● コールセンター・データセンター・事務処理センター：操業開始時点20人以上(常用労働者に限る)

オフィス等立地促進要綱に基づく支援

1. 奨励金

投下固定資産額に係る奨励金	(1) 交付額	投下固定資産の10パーセント	
	(2) 限度額	5億円	
事業用資産の賃料に係る奨励金	(1) 交付額	適正な賃料の2分の1相当額を交付	
		情報サービス業、インターネット付随サービス業及び本社機能を有する事務所	限度額 1,000万円
	コールセンター・データセンター・事務処理センター	限度額 2,000万円	
	(2) 期間	情報サービス業、インターネット付随サービス業及び本社機能を有する事務所	3年以内
コールセンター・データセンター・事務処理センター		5年以内	
通信回線使用料に係る奨励金	(1) 交付額	適正な賃料の2分の1相当額を交付	
		情報サービス業、インターネット付随サービス業及び本社機能を有する事務所	限度額 1,000万円
	コールセンター・データセンター・事務処理センター	限度額 2,000万円	
	(2) 期間	情報サービス業、インターネット付随サービス業及び本社機能を有する事務所	3年以内
コールセンター・データセンター・事務処理センター		5年以内	

2. 雇用促進助成金

(1) 交付額	県内新規雇用常用労働者数(正社員)×50万円	
	県内新規雇用常用労働者(契約、パート等)×30万円 ※県内新規雇用者のほか、転動に伴い県内に住民票を移した者や県外在住で新たに雇用され通勤するものを含む	
(2) 限度額	5億円	
(3) 期間	情報サービス業、インターネット付随サービス業及び本社機能を有する事務所	3年以内
	コールセンター・データセンター・事務処理センター(ただし、2年目以降は対前年比純増者数に応じて交付)	5年以内

3. 高度IT人材確保助成金 ※情報サービス業及びインターネット付随サービス業のみ

(1) 対象	新設する拠点の運営の中核となる高度IT人材であり、県外拠点からの異動者又は拠点新設にあつては県外で新たに採用した者の賃金又は報酬額の2分の1相当額
(2) 限度額	年300万円
(3) 期間	3年
(4) 備考	情報処理技術者試験における次の高度試験合格者を対象(ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者)

3 先端成長産業分野への投資に対する支援

NEW



対象分野 ● 特定重要物資関連分野
・半導体関連分野
・蓄電池関連分野
・先端素材
・データセンター

要件 (1) 投下固定資産額 100億円以上
※機械・設備のリプレースのみの投資は除く
(2) 新規雇用者数 10人以上(南予は3人以上)
※データセンターは人数要件なし

えひめ先端成長産業投資促進要綱に基づく支援

奨励金

投下固定資産額に係る奨励金	(1) 対象経費	事業の用に直接供する土地、建物及びその付属設備並びに機械及び装置の取得費	社宅の取得・改修費 ※データセンターは対象外
	(2) 交付額	投下固定資産の20%	投下固定資産の10%
	(3) 限度額	30億円(特に高い経済効果が認められる場合は50億円) ※一会計年度あたり10億円を限度とする。	

4 県内企業の生産拠点化等に対する支援

県内に定着している企業が県内で生産拠点化、機能強化又は事業再編を行う場合に奨励金を交付します。



対象業種
製造業

要件 (1) 県内で10年以上操業している事業者が行うものであること。
(2) 建物、生産設備、付帯施設等の設置に係る工程、投資額等の適切な投資計画があること。
(3) 5事業年度以内における固定資産(土地を除く)の取得価格の合計額が50億円以上であること。

立地企業生産拠点化等促進要綱に基づく支援

奨励金	(1) 交付額	● 新規地元雇用者数(県外転入者等含む)10人以上(固定資産取得価格(土地を除く)+生産拠点化等に係る既存施設の除却費用の3分の1)×7/100以内 ● 新規地元雇用者数(県外転入者等含む)10人未満(固定資産取得価格(土地を除く)+生産拠点化等に係る既存施設の除却費用の3分の1)×4/100以内
	(2) 限度額	1指定工場あたり5億円

5 愛媛県における地方拠点強化税制のご案内



対象業種

● 本社機能を有する事務所

- ・調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所
・研究所、研修所

要件 (1) 愛媛県の認定地域再生計画「愛媛地方活力向上地域等特定業務施設整備プロジェクト」に適合すること
(県が定めた「地方活力向上地域」内での施設整備を行うこと、本社機能の新増設や賃貸借、用途変更による整備を行うこと)
(2) 本社機能において従業員数が5人(中小企業者は1人)以上増加すること
(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれること 等

愛媛県における地方拠点強化税制

オフィス減税	本社機能施設の新設又は増設について、法人税等の特別償却又は税額控除のいずれか適用
雇用促進税制	本社機能施設において新たに雇入れた従業員等に係る法人税等の税額控除
債務保証	中小企業基盤整備機構による債務保証
地方税の課税免除(移転型のみ)	県：不動産取得税 市町：固定資産税 ※適用のない市町があります。
地方税の不均一課税	県：不動産取得税、事業税(移転型のみ) 市町：固定資産税 ※適用のない市町があります。

地方拠点強化税制についてのご相談窓口

愛媛県企画振興部
地域政策課

TEL: 089-912-2235

Email: chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

Full range of preferential treatment in Ehime 県内市町の優遇制度

愛媛県企業立地

県の優遇制度と合わせ、立地市町の優遇制度の適用が可能です。

市町名 / 問い合わせ先	対象業種
四国中央市 産業支援課 企業立地推進室 TEL: 0896-28-6186	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業 等
新居浜市 産業振興課 TEL: 0897-65-1260	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業、学校教育、サービス業(他に分類されないもの)の一部等
西条市 産業振興課 TEL: 0897-52-1407	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、情報通信業、卸売業、サービス業の一部(総合リース業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等)
今治市 産業振興課 TEL: 0898-36-1540	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業、情報通信業、運輸業、医療・福祉、学術研究、専門技術サービス業
上島町 観光戦略課 TEL: 0897-77-2252	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業、情報通信業、運輸業、医療・福祉、学術研究等、コールセンター、データセンター
松山市 企業立地・産業創出課 TEL: 089-948-6549	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業、学術研究、建設業、金融業、保険業、娯楽業(遊園地)、農業(植物工場)事務センター、コールセンター、データセンター、ICT 技術などを活用した知的創造サービス業
伊予市 商工観光課 TEL: 089-982-1120	郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付随するサービス業(梱包業に限る))、卸売・小売業(卸売業に限る)
東温市 地域活力創出課 TEL: 089-964-4414	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業(コールセンターを含む)、運輸業、卸売業、小売業、学術研究開発機関、宿泊業・飲食サービス業のうち宿泊業、生活関連サービス業のうち洗濯・浴場業、娯楽業
松前町 産業課 TEL: 089-985-4120	製造業
砥部町 商工観光課 TEL: 089-962-7288	先端素材関連業、機械器具関連業、医療関連業、食品加工関連業、情報サービス関連業
久万高原町 まちづくり戦略課 TEL: 0892-58-9002	情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、町長が特に必要と認めるもの
大洲市 商工産業課 TEL: 0893-24-1722	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、卸売業、宿泊業、物品賃貸業、医療・福祉、教育・学習支援業、生活関連サービス業・娯楽業、学術研究・専門・技術サービス業、サービス業(他に分類されないもの)、情報通信業
内子町 町並・地域振興課 TEL: 0893-44-2118	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、情報通信関連企業
八幡浜市 商工観光課 TEL: 0894-22-3111	製造業、卸売業、小売業、宿泊業、サービス業の一部、病院、介護事業等情報通信関連事業(コールセンター、データセンター)
西予市 経済振興課 TEL: 0894-62-6408	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、卸売業、宿泊業(旅館・ホテル)、サービス業(学術・開発研究機関)、情報通信関連企業(コールセンター、データセンター)西予市経済循環モデル事業(新たな需要や雇用を創出し、今後、事業成長が見込める新規起業家)
伊方町 総合政策課 TEL: 0894-38-0211	製造業、旅館業、リゾート施設、農林水産物等販売業、情報サービス業等、試験・研究施設
宇和島市 商工観光課 TEL: 0895-49-7080	製造業、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業)、卸売業、宿泊業情報通信関連企業(固定電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター業)
松野町 ふるさと創生課 TEL: 0895-42-1116	製造業、運輸業、卸売業、宿泊業、情報通信業(コールセンター)(ソフトウェア)(情報処理・提供)
鬼北町 企画振興課 TEL: 0895-45-1111	製造業、運輸業、卸売業、宿泊業、情報通信業(ソフトウェア)(情報処理・提供)(コールセンター)
愛南町 商工観光課 TEL: 0895-72-7315	製造業、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業)、卸売業、宿泊業、情報通信業(コールセンター、データセンター)

県内市町優遇制度についての詳細情報は公式 HP へ

詳細情報は下記公式ホームページからもご覧いただけます。

愛媛県 市町 優遇制度

右記の二次元バーコードを読み取り、スマートフォンからもご覧いただけます。



税制の優遇措置 過疎地域(産業振興促進地域)などでは、対象施設について、国税や県税などの優遇措置を受けられます。

対象地域の名称	取得価額要件	特別償却(国税)	事業税(県税)	不動産取得税(県税)	固定資産税(市町税)
原発立地地域	2,700万円超	-	不均一課税 初年度 0.5 2年度 0.75 3年度 0.875	1/10	市町により異なりますが、3か年程度の減免措置が設けられている市町があります。
離島地域 過疎地域 (産業振興促進地域)	500万円以上 【資本金 5,000万円超～1億円以下:1,000万円以上】 【資本金 1億円超 :2,000万円以上】	割増償却 <機械・装置> 普通償却限度額 32/100 <建物等> 普通償却限度額 48/100	3か年免除	免除	
半島振興 対策実施地域	500万円以上 【資本金 1,000万円超～5,000万円以下:1,000万円以上】 【資本金 5,000万円超 :2,000万円以上】	割増償却 <機械・装置> 普通償却限度額 32/100 <建物等> 普通償却限度額 48/100	不均一課税 初年度 0.5 2年度 0.75 3年度 0.875	1/10	

※取得価額要件を満たしていても、施設の内容や稼働状況等によっては、税制の優遇措置の対象とならない場合があります。詳しくは、国税についてはお近くの税務署、県税についてはお近くの県地方局課税課または税務課にお問い合わせください。

Satellite office サテライトオフィス



県内シェアオフィス・ コワーキングスペースのご案内

愛媛県には、県外企業がサテライトオフィスを設置する際に利用可能なシェアオフィス・コワーキングスペースが各地域にあります。豊かな自然や温暖な気候に加えて、暮らしやすい生活環境が整った愛媛県で、サテライトオフィスの設置を考えてみませんか。

サテライトオフィス・
コワーキングスペースを探す
公式ホームページにて物件情報を提供しています。

愛媛県 サテライトオフィス

お試し勤務 Trial work



愛媛県でおためし勤務をしてみませんか？
愛媛県で開発合宿等のお試し勤務を実施する際に必要な費用の一部を助成する制度です。

- 対象**
- 愛媛県内にサテライトオフィス等を有していない県外 ICT 企業
 - 愛媛県内に本社機能を有する事務所の新設を検討する企業
- 助成内容** 交通費、施設利用料、宿泊費、必要な機材レンタル代等、各経費の 1/2 限度額 30 万円 (1 企業 1 回まで) ※飲食代や備品購入費等は含まない。

モニターツアー Monitor tour



愛媛県の立地環境視察旅費を助成します！
愛媛県への視察を目的とした来県の際の旅費を助成する制度です。

- 対象**
- 愛媛県内への事業所新設を検討する ICT 関連企業の役員、従業員等
 - 愛媛県内本社機能を有する事務所の新設を検討する企業の役員、従業員等
- 助成内容** 交通費、宿泊費 限度額 1 人あたり 5 万円 (1 企業 2 名まで) ※飲食代は含まない。

県市町等による「愛媛県地域産業活性化協議会」がお手伝いします。